



JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた 新たな組織と働き方について 5/7提案を受ける②

2. 人事・賃金制度等の見直し ※特徴点

(3) 等級区分等の見直し

- ・ **技術専任職を廃止**し、テクニカルリーダー職A及びBを新設 / ・ S等級廃止

(5) 出向の見直し

- ・ 出向期間 **基本3年以内 → 基本5年以内**

(7) フレックスタイム制におけるコアタイムの見直し

(8) 賃金制度の見直し

- ・ **基本給廃止 → 職務能力給**
- ・ 初任給の引き上げ
- ・ 定期昇給 → **能力昇給**
- ・ ジョブ型運用社員は能力昇給ではなく**評価昇給**
- ・ **管理手当・技術手当・教育手当廃止**
→ **マネジメント手当**
- ・ **業務手当の新設**…職場において社員が担う業務内容を踏まえて支給される。**職務手当、技能手当、特殊勤務手当の廃止**
- ・ 通勤手当の見直し
- ・ **特定時間割増手当の新設**…22時～5時の深夜早朝時間帯以外の時間帯の手当。**夜勤手当廃止**
- ・ 日直・宿直手当、緊急呼出手当、年末年始手当の見直し
- ・ **住宅等手当の新設**に伴い、**都市手当、寒冷地手当、別居手当を廃止**。福利厚生住宅の住宅援助金も廃止
- ・ **子ども手当の新設**に伴い、**扶養手当を廃止**
- ・ **遠距離異動手当の新設 (30万円)**

(9) 企業型確定拠出年金の導入 → **退職手当の廃止**

(10) 再雇用制度の見直し

- ・ **エルダー社員制度は令和13年3月31日で廃止、セカンドキャリアスタッフ制度の新設**

(11) 「新たなジョブローテーション」の見直し

同一担務の従事期間（概ね10年）について発展的に解消する

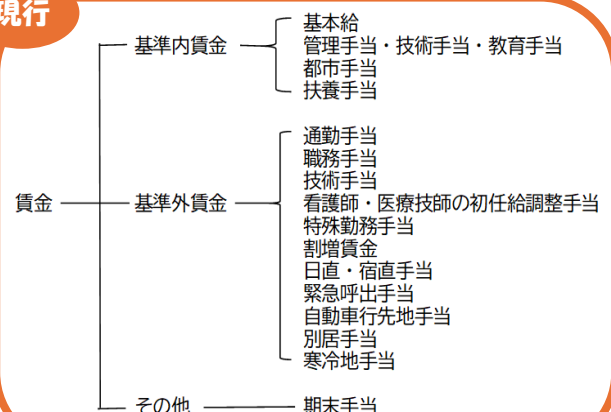
(4) 昇進制度の見直し

- ・ 昇職試験受験の短縮措置等（在級年数の短縮や主務職飛び級試験の年齢要件緩和など）見直し

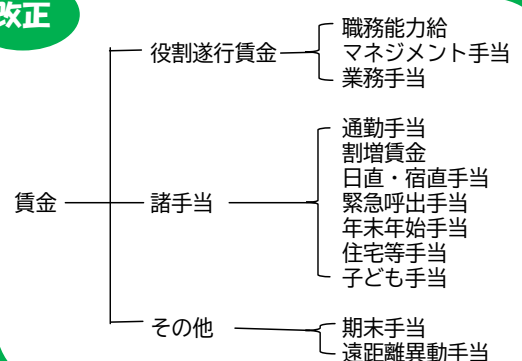
(6) 転籍の見直し

- ・ 転籍一時金を新設（職制に応じて100万円～200万円）

現行



改正



※各改正に伴い、移行措置が様々あり

実施期日 2026年4月1日

※一部2026年7月1日実施あり